

1. 事業所の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会医療法人 高見徳風会
居宅介護支援事業所やよい
- ・開設年月日 平成11年11月1日
- ・所在地 岡山県津山市田町115番地
- ・電話番号 0868-32-0633 ・FAX番号 0868-32-0632
- ・管理者名 坂本 政史
- ・介護保険指定番号 居宅介護支援事業所（3370300125号）

(2) 事業の内容

- ① 要介護認定等に関わる申請の援助
- ② 居宅サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整を図り、サービス担当者会議を開催
※利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます
- ④ 指定居宅サービス事業者との連絡調整
- ⑤ 他の居宅介護支援事業所との連絡
- ⑥ 指定介護保険施設との連絡調整
- ⑦ その他の居宅介護支援業務

(3) 運営方針

- ・介護支援専門員は、利用者及びその家族のニーズ等を十分に勘案し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な看護・介護、医療、福祉サービスが総合的に提供されるよう配慮して行います。又、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合には、特定相談支援事業者の相談支援専門員との連携に努めます。
- ・利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に支援いたします。また、当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなります。

2. 職員の職種人員及び職務内容

職種	常勤	業務内容
管理者	1	事業所の総括（主任介護支援専門員兼務）
主任介護支援専門員	2	（介護予防）居宅介護支援業務、サービスの助言、指導
介護支援専門員	1	（介護予防）居宅介護支援業務

3. 営業日及び営業時間

- （営業日）通常は、月曜日～土曜日まで
ただし、国民の祝日及び年末年始（12/31～1/3）を除く

(営業時間) 午前8時30分～午後5時15分

緊急時は、電話等により24時間体制で連絡できる体制です

【緊急時連絡先】 管理者 坂本 政史 〈 携帯電話 080-2886-7787 〉
〈 事業所 0868-32-0633 〉

4. 利用料

ご相談、ケアプランの作成および各種代行業務について、利用料は介護保険で10割給され、自己負担はありません。但し、保険料を滞納されると本来給付される利用料を全額負担しなければなりません。

5. 通常の事業の実施地域

津山市

6. 事故発生時の対応

- ・ 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する。
- ・ 当事業所による居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該利用者のご家族等に連絡し、必要な処置を行います。また、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ・ 当事業所による過失と認められる賠償すべき事故が発生した場合は、当事業所が賠償責任を負います。

7. 秘密の保持

従業者は、業務上知り得た秘密を漏らすことはありません。同意書についても居宅サービス計画を作成し、円滑に実施するため以外の目的には使用しません。

8. 虐待の防止

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定します
- 2 成年後見制度の利用を支援します
- 3 苦情解決体制を整備します
- 4 介護支援専門員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します

9. 禁止行為の対応

当事業所では、利用者及びご家族からの従業者に対して暴言や暴力、セクシャルハラスメントなどの著しい迷惑行為が認められる場合は、契約を解除する場合がございます。

10. 苦情等の相談

利用者及びご家族は、当事業所の提供する個別サービス計画に対して苦情がある場合には、当事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し立てすることができますのでご相談下さい。当事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

相談及び苦情など、お気軽にご相談ください。担当者が速やかに対応いたします。

・居宅介護支援事業所やよい（担当 坂本 政史）		0868-32-0633
・津山市役所高齢介護課	津山市山北 5 2 0	0868-32-2070
・鏡野町役場保健福祉課	苫田郡鏡野町竹田 6 6 0	0868-54-2986
・美咲町役場保健福祉課	久米郡美咲町原田 1 7 3 5	0868-66-1115
・勝央町役場健康福祉部	勝田郡勝央町勝間田 2 0 1	0868-38-7102
・美作県民局健康福祉課長寿社会対策係	津山市椿高下 1 1 4	0868-23-0112
・岡山県国民健康保険団体連合会介護 110 番	岡山市桑田町 1 1 - 6	086-223-8811

（令和 6 年 2 月 1 日現在）